

公益財団法人 細胞科学研究財団

企画委員会規程

平成 13 年 制定
平成 24 年 4 月 1 日移行に伴い改定

(設 置)

第 1 条 定款第 4 条第 1 項第 1 号に基づく助成の企画を行うため、企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第 2 条 委員会は、選考委員長の諮問に応じて、助成事業の研究助成テーマの選定及び専門委員の選任、並びに募集要項等の審議を行う。

(委 員)

第 3 条 委員会は、企画委員（以下、「委員」という）をもって組織する。

2 委員は、選考委員長が選任し、理事長が委嘱する。

3 委員の任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは、前任の委員が、その職務を継続して執行する。

(専門委員)

第 4 条 選考委員長は、研究テーマに応じて、委員会が推薦するその分野の権威者を専門委員に選任する。

2 専門委員は、理事長が委嘱し、その任期は一年とする。

(会議の招集)

第 5 条 企画委員会は必要に応じて隨時、選考委員長が召集する。

2 選考委員長は、企画委員会の議長となり、委員会の審議の経過及びその結果について理事長に報告する。

3 委員長が欠け、又は事故あるときは、あらかじめ指名された委員が、その職務を行い、又は代理する。

(定足数)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(議 決)

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面議決)

第8条 やむを得ない理由のため、委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

2 前項の場合において、前2条の規程の適用については、当該委員は委員会に出席し、かつ、議決したものとみなす。

(議事録)

第9条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名、押印をしなければならない。

(細則)

第10条 この規程の実施について必要な事項は、別に企画委員会が定める。